

## 丹波市婚活マスター利用規約

丹波市婚活マスター（以下「婚活マスター」という。）が実施する結婚相談について、次のとおり利用規約を定める。

### （利用資格）

第1条 婚活マスターに対して結婚相談の申し込みができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1）20歳以上で独身であること。
- （2）結婚を前提とした交際を希望していること。
- （3）結婚後丹波市に定住する意思があること。
- （4）丹波市暴力団排除条例（平成23年丹波市条例第53号。）第2条第3号で規定する暴力団員に該当する者でなく、過去にも該当していないこと。
- （5）兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でなく、過去にも該当していないこと。

2 前項の要件を満たす者の家族であり、前項4号及び5号の要件を自ら満たす者であること。

### （利用方法）

第2条 前条第1項に規定する結婚相談の申し込みをした者（以下「結婚相談者」という。）及び前条第2項に規定する家族（以下「家族相談者」という。）が行う婚活マスターへの結婚相談の申し込みは、本規約を承諾の上、「丹波市婚活マスター結婚相談申込書兼同意書」、「丹波市婚活マスター結婚相談用履歴書」及び身分証明書の写しを添付して、丹波市こども福祉課に提出するものとする。

- 2 前項の申し込みをした結婚相談者及び家族相談者には、提出された丹波市婚活マスター結婚相談申込書兼同意書」及び「丹波市婚活マスター結婚相談用履歴書」の写しを交付するものとする。また、交付を受けた写しは婚活マスターに提出するものとする。
- 3 第1項により提出された書類等は丹波市が管理・登録し2年間は有効とするが、期間を過ぎたものは返却もしくは破棄、削除するものとする。継続して利用する場合には再度、結婚相談の申込みをするものとする。

### （利用料）

第3条 結婚相談料は無料とする。

(活動)

第4条 結婚相談者及び家族相談者は婚活マスターと良好な関係を築き、結婚に向けた相談を行うものとする。

2 前項の活動ののち、結婚に至ったときは、すみやかに婚活マスターに報告を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第5条 結婚相談者及び家族相談者の登録された個人情報等については、丹波市が実施する婚活イベントの情報提供及び婚活事業調査（アンケート等）のために使用できるものとし、その目的以外に使用しない。

2 婚活マスターに相談した内容を含む個人の秘密は厳守する。

(禁止事項)

第6条 結婚相談者及び家族相談者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 申込みの際の提出書類等に虚偽の内容の記載、虚偽の申告をする行為。
- (2) 交際する意思がないことが分かった後に、その相手に連絡又は接近する行為。
- (3) 婚活マスターを利用したことで知り得た個人情報を第三者に開示すること。
- (4) その他丹波市及び婚活マスターが結婚相談者及び家族相談者の行為として不適切であると認める行為。

2 丹波市は、結婚相談者及び家族相談者が前項のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

(注意事項)

第7条 婚活マスターによる紹介等後の情報交換や交際については、結婚相談者の責任において行うこととし、丹波市及び婚活マスターは一切の責任を負わないものとする。

2 婚活マスターによる紹介等を受けたい場合には、必ず第1条第1項に規定する結婚相談の申し込みをしなければならない。

3 本事業については、相談及び出会いを提供するものであり、結婚及び交際を確約するものではない。

(利用の中止・終了)

第8条 結婚相談者及び家族相談者は、成婚その他の理由により、申し出によって婚活マスターによる結婚相談を中止又は終了することができる。

(規約の変更)

第9条 丹波市は、結婚相談者及び家族相談者への事前通知もしくは承諾なしに、本規約を随時変更できるものとする。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。